

(設置)

第1条 この会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需用に応じた住民生活に必要な公共交通の確保とその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、諏訪市地域公共交通会議（以下「会議」という。）とする。

(事務所)

第3条 会議の事務所は、諏訪市高島一丁目22番30号、諏訪市役所内に置く。

(協議事項)

第4条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の実施及びその利用者から収受する対価に関する事項

(組織)

第5条 会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等
- (2) 道路管理者
- (3) 公安委員会
- (4) 地域公共交通の利用者
- (5) 学識経験者
- (6) 地方運輸局
- (7) 公共交通事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 長野県
- (9) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、概ね1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の場合において、行政機関の職員及び団体の役員については、同項本文の規定にかかわらず、その職にある期間とする。

(役員)

第6条 会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長は、諏訪市長をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第7条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 6 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。

(書面による決議)

第8条 会議は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 会議に提案された事業のうち、軽微な変更その他必要と認められる措置の変更
 - (2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項
 - (3) 事前に会議において書面による決議の了承を受けている事項
- 2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の会議において、その内容を報告しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、諏訪市企画部地域戦略・男女共同参画課に置く。

- 2 事務局には事務局長及び事務局員を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の変更)

第10条 この規約を変更する場合は、会議の承認を得なければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

省略

この規約は、令和4年6月22日から施行する。
この規約は、令和6年3月18日から施行する。

諏訪市告示第 114 号

諏訪市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関する協議並びに計画の実施に係る連絡調整を行うため、諏訪市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、市長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 2 条第 2 号に規定する公共交通事業者等
- (2) 道路管理者の指名する者
- (3) 長野県公安委員会の指名する者
- (4) 市内地域公共交通の利用者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合においては、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

6 会長は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

2 前条第4項の規定は、前項に規定する決議について準用する。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「委員からの書面」と読み替えるものとする。

3 書面による決議を行ったときは、会長は、その結果を次回の会議において報告するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、企画部地域戦略・男女共同参画課に置く。

(監査)

第9条 協議会の会計を監査するため、協議会に監査委員を1名置く。

2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監査委員は、第1項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和4年5月31日までとする。

諏訪市運賃協議分科会設置要綱

(設置)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 9 条第 4 項に規定される運賃等(以下、「協議運賃」という。)について協議するため、諏訪市地域公共交通会議規約第 7 条の規定に基づき、運賃協議分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 分科会は次の事務を所掌する。

- (1) 協議運賃に関すること
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第 3 条 分科会は次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 諏訪市
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 地方運輸局長
- (4) 市民の意見を代表する者

2 委員の任期は、前項第 2 号に掲げる者にあつては当該協議運賃に係る協議が終了するまでとし、その他の者にあつては、諏訪市地域公共交通会議の委員の任期と同様とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、前条第 1 項第 1 号に規定する者が務める。

(会議)

第 5 条 分科会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。

5 会議は、書面にて開催することができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 分科会の庶務は、諏訪市地域公共交通会議事務局において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し、必要な事項は、委員長が分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 18 日から施行する。

地域公共交通会議と法定協議会の違いはなんですか？

担当：福本雅之（合同会社萬創社）



地域公共交通会議と法定協議会って似ているけど、何が違うんだろう？



それはね…。根拠となる法律が違うので、それぞれ違う機能を持っています。

法定協議会と地域公共交通会議の違い

地域公共交通会議の根拠法規は「道路運送法」であり、乗合バスやタクシーなど、旅客自動車運送事業（道路上で自動車を用い、旅客から運賃を得て運送サービスを提供するもの）が協議対象です。また、自家用車による有償運送も対象となります。

一方、法定協議会の根拠法規は「地域公共交通活性化再生法」であり、バスやタクシーだけでなく、鉄道、旅客船など、全ての交通モードを対象とします。

地域公共交通会議の役割

路線バス事業に規制がある理由

日本の路線バス事業は、運賃収入によって運行経費をまかなう独立採算制の下で、交通事業者が運営することが基本原則となっています。一方で、路線バスは住民の生活に直結する公益的な事業の側面があり、安全かつ安定的な供給が求められます。

そこで、採算性と安定供給の両者をバランスよく実現するため、路線バス事業を行おうとする事業者に対して、国が事業への参入や運賃などについて規制を行っています。その内容について定めた法律が道路運送法です。これによって、事業者が運賃収入によって採算を確保し、安定的に安全なサービス供給がなされる仕組みとなっているのです。このことから、採算性が確保できず、安定的なサービスが実現できないと判断される場合には認可を得ることができません。同様の理由で、事業者の経営を脅かすことにつながる自家用車による有償運送も認められていません。

ところが、採算の確保が路線バス事業認可の条件となると、利益を得るほどの利用者が見込めない公共交通空白地域にバスを走らせることや、運賃を低廉に抑えて収支が成り立たなくなってしまうこと、バス事業者が存在しない地域においてバスを走らせることなど、事業としては成り立たないが政策的にバスを運行するような場合には、事業認可を得ることができないこととなります。また、そもそもバス事業者が存在しないような地域の場合、バスサービスを供給する方策がなくなってしまいます。

地域公共交通会議で協議を調えるということ

そこで、通常の手続きでバス事業者が事業申請を行うと認可を得ることができない内容であっても、自治体が主体的に関与すること(例えば財政的な支援なども含みます)でバス事業者が利益を得ることができ、安定的なサービス供給が担保される場合に限って、特別に認可を得られる仕組みが設けられています。

その仕組みとは、地域の利害関係者が参加する「地域公共交通会議」において、当該サービスの必要性についての合意が得られた場合であれば、認可が得られるというものです。このように地域公共交通会議の場において合意形成がなされることを「協議を調える」と言います。この場合、利害関係者が内容について地域公共交通会議の場で合意していることから、手続きにかかる時間も短縮されます。

また、バス事業者が存在しないなど、バス事業者によってサービスを提供することができない場合には、自家用有償旅客運送という自家用車を用いた有償のサービス提供が可能となっており、これについても地域公共交通会議で協議を調えることで、登録を行うことができます。

法定協議会の役割

法定協議会の機能

法定協議会には、地域公共交通会議のように事業規制に関わるような機能はありません。法定協議会の最大の機能は、主宰する自治体の地域公共交通計画を策定し、実施することです。

自治体が地域公共交通施策に取り組む際、交通事業者や地域住民、関係行政機関などの利害関係者を含む多様な人たちとの協議が必要となりますが、個別に協議や調整をして合意形成を図るのは煩雑であるため、関係者が一堂に会する協議組織を作る方が効率的です。この協議組織が法定協議会です。

法定協議会には、参加応諾義務があり、主宰者から参加を要請された場合に拒むことができません。また、参加者には結果尊重義務もあるため、協議会で決定された事項に反するような行動は慎む必要があります。鉄道や路線バスなどの公共交通の多くは民間交通事業者によって運営されているため、自治体が公共交通施策を行おうとしても、交通事業者が拒否した場合には実効性が担保できませんが、法定協議会を活用することで、交通事業者をはじめとする様々な関係者を巻き込んだ取り組みを行うことができます。

法定協議会と地域公共交通会議の一体的な運用

法定協議会と地域公共交通会議は、機能が違うとはいえ、参加する関係者はほとんどが同じであることが多く、また、法定協議会で策定した地域公共交通計画に基づく事業を具現化するためには、道路運送法上の手続きが必要であることが多いため、別々に会議を開くことは非効率です。このため、法定協議会と地域公共交通会議を別々に設けるのではなく、1つの協議組織に両者の機能を併せ持つことができる(二法協議会)ようになっています。この場合、協議会の設置規約に両者の機能を持つことを規定しておきます。